

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第二章 賃金闘争

第四節 最低賃金制の闘争

総評は前年に「賃金綱領」で最低賃金制の闘争を本格的にとりあげ、最低賃金法要綱案を作成して国会共闘を通じ、その立法化に努力してきた。五三年に入ってから各組合で最低賃金をつき上げる闘争が一般化し、最低賃金制にたいする理解も漸次深まってきたので、この闘争を一層具体化するために「最低賃金法制定闘争の組織化についての緊急要請」を行った。これは、政府が家内工業四業種についてきわめて低額な最低賃金法を制定しようとしている企図を破砕するための準備として、総評の要求する最低賃金法の意義を徹底させることを目的としたものであった。

「緊急要請」の主な内容はつぎの通りである。

なぜ法制化を積極的に闘いとらねばならぬか  
—国会に上程しようとしているのは何のためか—  
(イ)政府のインチキな最低賃金制がすでに日程に上ってきた。  
労働基準法では、最低賃金を、賃金審議会の議を経て、決めることになっていたが実施されなかった。

最近、最低賃金制の問題が広汎に取りあげられ、各国との貿易に関して、日本の低賃金政策が批難されるに至って、政府は、極めて小範囲な、家内工業的な四業種を限って、しかも、三〇〇〇円前後という驚くべき低額の最低賃金制を実施しようとしている。かかる低額で小範囲のものは、むしろ資本家に逆用され、労働者の賃金闘争に大きな障害となる。

従って、労働者として積極的に自らの案を持ち、単独立法としてもこれと対決すべき時機に立ち至っている。

労働省の主催する四専門委員会に対しては、労働者側委員中立委員を通じて強力に八〇〇〇円案を中心とした総評の最低賃金法案闘争を持込まねばならないのである。

(ロ)世界各国で、すでに最低賃金法が制定されている。  
それは、英米仏の先進国のみならず、アジア諸国、中南米諸国の後進国に至るまで実現せられている。日本のほか、数カ国が制定されていないだけである。

(ハ)最低賃金法については、日本の労働運動の黎明期からすでに漠然とは唱えられ続けてきた。

近年漸く、近代産業労働者の中で、賃金闘争や労働協約の中で具体的にとりあげられ、闘われるに至り、その他中小企業など広汎に最低賃金制の役割と法制化の必要が周知せられてきた。

併し、具体的法制化については、漫然政府の措置に任かされ、自らの案を持っていなかったが、いま具体的の目標が必要となってきた。

(ニ)ここで法制化を闘いとる必要は迫っているが、現在これを困難とする情勢にあることも事実である。

単なる国会闘争だけで、法制化は、実現出来ない。このことは世界各国の最賃法闘争の歴史に徴しても明かであって、議会闘争よりも、議会外の大衆闘争によって闘い取ったと云っても過言でないと言える。しかも、永年に亘って執拗に闘われたのである。だからといって十年一日の如く、国会闘争を、なお回避しようとするのは、全くまちがっている。問題は、大衆闘争としてこれを組織して、いかに国会闘争と呼応するかにある。そして国会通過可能の条件を築きあげることである。同時に、いかに困難な闘いであっても、国会闘争をくり返えし、これによって、広汎な国会外闘争としての最低賃金制の具体的な発展を、職場の中に促進して盛り上げ、農村にも、都市にも、その支持協力を拡めることが重要であり、決して国会上程をちゅうちょすべきでない。

この闘いは、労農市民共通の欲求たるべきものであるからである。

(ホ)国会共闘はすでにこれをとりあげて社会党(左、右)労農党を中心として法案化を急いでいる。

(ヘ)法制化闘争を大衆闘争化するには、なぜ法制化闘争を起そうとしているかを特に明らかにしておく必要があるからこれを要約すると、次の通りである。

1、世界各国の労働者の生活確保は、永年かかって、最低賃金法の制定を闘いと、その上に立って賃金水準の上昇を闘っている経験の上にたつ。

2、政府の資本家的な最賃制(三〇〇〇円という低い最賃制)がすでに日程に上ってきている。

3、大衆闘争としても、具体的な、終局的な法制化の目標が必要である。

4、困難な法制化闘争を実現可能にする条件を築きあげることが必要であり、法制化の国会闘争のための努力によって、これを踏台として、ますます、職場の大衆闘争化を促進し、活潑化せしめる基礎となってゆく。

5、組合内における最低突き上げ闘争と併行させて、これを鼓舞し、資本の職階賃金攻勢に対決させる。

6、最低八〇〇〇円という基本線を政治的にも強固にする。

7、国会内外の賃金統一闘争の目標を与える。

8、何よりも、七〇〇万という低賃金労働者を救い出し、農民に米価の戦前回復を、市民に購買力の増大による繁栄をもたらす労農市民共通の要求たることを法制化闘争によって民衆に周知させる。

9、最高の社会保障制度なることを広く知らしめ、再軍備か最賃法かという問題を明かにさせる。

法制化闘争をいかに闘うべきか

(イ)何よりもまず近代産業労働者と官公労働者自らが、職場の要求、生活の要求として最低賃金制を闘い取る意義を一人残らず身につけることである。(一人一人への周知徹底)

(ロ)そして、これから賃上要求を起そうとするものも、すでにその闘いを終ったものもいづれもこんごの闘いは職階賃金と闘って、最低突上げをし、最賃制を具体的に職場の中から起す決意を一斉に固めること。(組合[分会単組]の大会その他すべての大衆集会における決議)

(ハ)一日も早くその法制化を促進するため社会党(左、右)労農党に国会に提案を要求し、職場大衆はあらゆる協力を惜しまないという決議を以って、これら政党に送ること。そして、国会上程に当っては、必要なあらゆる大衆行動(例えば、最低促進大会行進、集会、宣伝、打電、激励など)を活潑に行うこと。

(二)地評中心で、中小企業労働者に対して充分啓蒙し、行動を共にさせること。

特に最賃法は農民の米価戦前回復を可能ならしめるものであり市民また購買力の増大によって繁栄するものであるから、この法案は労農市民共通の欲求たる事をあらゆる方法によって精力的に宣伝すること。

(ホ)地評、総評、各単産本部の指示に従って、法制化闘争の進展に従って、行動を起してゆくこと。

どんな法案が準備せられつつあるか(略)

各級機関は何をなすべきか

—最低賃金法獲得のための闘争の組織化について—

当面の任務は何か

1、当面の任務は何よりも宣伝である。

破防法の闘争は、敵の攻撃に対して我々が受けてたつた闘いである。それでさえその闘争を組織するまでに、ずい分長い宣伝活動を必要とした。最低賃金法の要求は労働者が積極的に新しいものを要求してたつ闘いである。従って我々は破防法の闘いを組織したときよりも、幾倍も長い、徹底的な宣伝活動を行うことなくしては全労働者をこの闘争にたたすことができない。

(附記)

(イ)最低賃金法の宣伝に当って注意すべき点は最低賃金法の要求は戦争政策と戦争経済体制に直接かつ鋭く対決するものであるが、要求そのものはあくまでも生活上の要求である。さらにそれは資本主義の枠内における社会政策の要求である。それにもかかわらず、それは不徹底な農業革命の基礎の上に隷属的な低賃金を押しつけられ、失業保険やその他の社会保障制度もきわめて不十分にしか与えられていない日本で最も高度な最も充実した社会保障制度—最低賃金の国家保障を要求する点において日本資本主義の根底にふれるわれらの基本的要求である。

(ロ)その意味で最低賃金法の最低賃金の額は、隷属的な低賃金—小工場の低賃金(三〇〇〇円というような低さ)から出発すべきではなく近代工業の労働者の賃金(我々は最低八〇〇〇円を要求している)から出発し農業及び小工場の賃金を、その水準にまで引き上げることを闘いとることを目標とすべきである。

(ハ)最低賃金法獲得のための闘争は社会政策上の立法要求である。しかしそれが日本資本主義の根底にふれる要求である以上、全労働者の団結した闘いなくしては闘いとれない。立法要求であるという理由で、その闘いを全労働者の闘争からはずして、議会における闘いに限定するならば、それはたんに我々の敗北を意味するにすぎぬであろう。

2、宣伝の主体は総評に結集する近代的労働者である。

日本の賃金水準の引上げをつねに妨げている農業及び小工場の賃金を近代労働者の要求しつつある最低賃金にまでひきあげ、日本における隷属的賃金を打破することが最低賃金法の目的である以上、この最低賃金法要求の宣伝の主体は、みずからの最低賃金引上げの闘いを闘いつつある近代労働者自身でなければならない。

この闘争は、日本の隷属的賃金をうち破り、日本において最も高度な、かつ最も充実した社会保障制度を実現しようとするものであるから、それは進歩的なすべての知識

階級の協力を得られるものであるし、また得なければならぬ。

(附記)

最低賃金法獲得の闘争についてその宣伝と闘争の組織者となる労働者が自分自身の最低賃金引上げを闘いつつあるものでなければならぬことは当然である。

3、宣伝の対象は、おくれたイデオロギーの下にある一切の労働者である。

最低賃金法獲得のための闘争の宣伝は現に隷属的低賃金下にある全労働者に対してなされねばならぬ。それは農業、中小工業から近代的大工場の下層労働者までも及ぶ。もちろん日雇労働者や臨時工をふくまねばならない。注意すべきことは、これらの各層はその苦しみつつある封建的圧制に相応して根づよい封建的イデオロギーの下にあることである。最低賃金法の宣伝活動は広く知識層も動員し、そのヒューマニズムにも訴え封建的イデオロギーの打破のための闘いを広汎に組織することでなければならぬ。

以上のような「緊急要請」が出されたにもかかわらず、五三年において最低賃金法獲得闘争は単なるかけごえにおわり、なんら具体的な成果をおさめなかったといつてよい。その原因に、この闘争が国会内における法制化の闘争としてのみ理解され、大衆的行動にたいする具体的な指示が強力になされなかったことにある。賃金闘争と最低賃金制獲得闘争とをむすびつけるものが労働協約の中で最低賃金制を獲得することであったにもかかわらず、この点についてはほとんど考慮されることがなかった。

このような労働組合の動向は、必然的に政党の政策のなかに反映した。すなわち左派社会党では一月二日からの大会において提出された「社会主義経済建設五カ年計画」のなかに最低賃金制確立の構想をもちこみ「最低賃金法案」第一次案を作成した。この案にたいして総評は五月八日の平和経済会議最低賃金制部会で検討を行いその問題点と修正案を作成してこれを左社に提出した。総評の指摘した問題点は、一、八〇〇〇円は税込の最低賃金額か。二、家内工業労働者と組織労働者の関係。三、中立の議長を加えること。四、保障の決定を労資の同時申立にするのかという諸点であったが、その後左派社会党ではこのような総評の要望に検討を加えてつぎのような第二次案を作成した。

最低賃金法案要綱

—左社政策審議会第二次案—

(目的)

第一条 本法は、すべての労働者に対し、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を営ましめることを目的とする。

第二条 使用者は、この法律で定める最低賃金を理由として労働者を解雇し、賃金、労働時間、その他の労働条件を低下させてはならないことはもとより、最低賃金額を超えて、その提供される労働またはその労働の等級に公正かつ合理的につり合う賃金を支払うよう努めなければならない。

(説明)

「最低賃金額を超えて、その提供される労働またはその労働の等級に……」とは具体的にいえば、超過労働や労働強化がなされた場合には、その労働の量および質に応じて妥当な賃金を支払うべきであるということである。

(適用範囲)

第三条 本法は、職業の如何を問わず、賃金を目的として労働をなすために使用者に雇用される満一八歳以上の総ての者(本法に於いてはこれを労働者と称する。以下同じ)にこれを適用する。

(説明)

イ、労働基準法の適用範囲に準じたものである。したがって国家、地方公務員および家事使用人(例えば家付きの女中)等は含まれていない。

ロ、公務員の場合は本法によらず、別途に財政措置を講ずるものとした。

ハ、一八才未満の年の労働者については本法を準用するか、別途保障の方法を講ずるか等について意見の一致を見ていないので、問題点として残した。

(最低賃金の支払)

第四条 使用者は労働協約、就業規則、労働契約等に反対の規定がある場合においても、労働者に対し、本法に定める最低賃金の額を下る賃金を支払ってはならない。但し、使用者の責に帰すべからざる事由によって、最低賃金を支払い得ない場合はこの限りでない。前項但書の場合においては、その事由について賃金委員会の認定を受けなければならない。

(最低賃金の額)

第五条 最低賃金の額はつぎの通りとする

(1)月給、週給、日給及び時給の場合一時間当り四〇円またはこれに相当する額。

(2)出来高給の場合

一時間当り四五円またはこれに相当する額。

労働者が使用者から食事、宿舎その他の実物給与の提供を受ける場合、これについて、使用者が前項の金額から控除または徴収する金額は、賃金委員会の定める金額を越えてはならない。試の使用期間中の労働者の最低賃金額は第一項の金額の八割とする。但し試の使用期間は、三〇日をこえてはならない。

(説明)

イ、最低賃金の基準は時間賃金としたがその算出方法は

$8,000 \div (8 \text{時間} \times 25 \text{日}) = 42 \text{円}$

A      B      C      D

A 一カ月の最低賃金額

B 一日の労働時間

C 一カ月における平均稼働日数

D 一時間当りの最低賃金額

最低賃金の基準の取り方を一カ月の賃金とせずに、時間当り賃金としたのは現実の労働者の労働時間に非常に開きがあるから、一カ月二〇〇時間

[8時間(1日の労働時間)×25(1カ月の就業日数)]として一律に律することは妥当ではない。

したがって労働時間に応じて賃金額を定めることが現状においては妥当であると思う。なお操業短縮等において労働時間が下げられ、したがって、賃金額が下げられる恐れがあるという意見もあるが、その問題は、労働者の生活権確保のために、労働組合の闘争によって八時間労働の厳守を確保すべきであって、直接には労組法、労調法、労基法のじゅん守の問題であり、本法と平行して労働者の闘争によって、闘い取るべきものである。

ロ、出来高給の場合、時間当り四五円とし「イ」に比べ五円高にしたのは労働の質が「イ」よりも高いと推定したからである。

(低能力者についての除外例)

第六条 使用者は賃金委員会の許可を得た場合には、精神または身体の障害によって、著しく労働能力の低位な労働者を、第五条の最低賃金額以下の賃金で使用する事ができる。

(国家保障)

第七条 労働者に最低賃金を支払い得ない使用者に対しては、賃金委員会の認定により政府がこれを保障する。

賃金委員会は、保障を申請した企業の経理内容を監査し、その結果当該企業がつぎの各号の要件を満たしていることが明かとなった場合には、保障の金額およびその期間について認定を行わなければならない。ただし、一回の認定による保障の金額およびその期間は一年を越えてはならない。

一、保障申請することについて当該事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、かかる労働組合のない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意があること。

二、最低賃金を支払い得ないことが使用者の責による事由によらないこと。

三、保障をなすことによって企業経営が改善され保障を必要としなくなる見通しのあること。  
(以下略)

この案に対し総評調査委員会はふたたびつぎのような問題点を指摘した。それは、一、時間給(一時間四〇円)の建て方は承認できない、二、「産業別統一労働協約又は協定を以て八〇〇〇円以上の最低賃金を決定した場合には、同一産業の他の労働者にこれを適用する」という一項を追加すべきである、という点であった。しかし左派社会党の最低賃金法案は五三年中には国会に提出されなかった。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---